

第1次全国行動 広がる支援

東芝は差別やめ争議解決を

労働委員会命令の主な内容

- ① 東芝は、申立人らの賃金、資格、職群・等級、役職を同期同学歴者の中に是正すること。
- ② 東芝は、特定の思想をもつ従業員の組合活動を労務管理上格別に注視し、東芝扇会を活用して、これらの従業員を「問題者」として排除し嫌悪し、申立人らの組合活動を封じ込め、弱体化させるために、賃金や資格などを差別したのであり、労組法違反の不当労働行為である。

東芝賃金資格差別争議とは

- ① 1988年に「労働運動を強める東芝の会」を結成して自主的民主的労働組合活動を強め、差別是正の取り組みおこなってきた。
- ② 95年に10名が第1次地労委申立て、96年に40名が差別是正社長申入れ
- ③ 01年に地労委で全面勝利命令
- ④ 03年に9名が第2次地労委申立て、30名が第2次差別是正社長申入れ
- ⑤ 04年に中労委で全面勝利命令
- ⑥ 05年6月、東芝争議支援共闘会議を結成し早期全面一括解決めざす。

一次全国行動を実施しました。全国にある東芝グループの工場・支社・支店など18事業所に対して、81団体、221名の参加で5750枚のビラを配布し要請行動をおこないました。

また、東芝と関係会社で組合活動に取り組み退職した仲間の中で「東芝争議の早期全面一括解決と在職中の差別への謝罪と償いを求める申し入れ運動」が広がり、第一次・賛同者55名が結集しました。

東芝は、いまこそ法を守り差別争議の解決を決断すべきです。

「東芝の中労委命令の不履行は
労組法の趣旨、目的に反する」

中労委は、労働委員会命令を守らない東芝に、罰則をつけて履行をせまるために、十月三日、東京地裁に緊急命令の申立てをおこないました。

10月28日の全労連争議支援総行動に続いて大きな運動で、東芝を包囲するため、引き続きご支援をお願い致します。



9月20日・全国行動：九州支社前福岡県労連の支援を受けて宣伝行動

神奈川労連、東京地評、埼
労連、愛労連
三重労連や電
機懇、学者文
化人の代表が
参加している
東芝争議支援
共闘会議は、
九月二十〇日
十二月に、第

全労連・地方労連の支援受け 全国十八の事業所で要請行動

「労働運動の弱体化をねらった賃金・資格の差別は許せない」
「ひとりひとりの人権が大切にされる差別のない明るい職場をつくりましょう」
これは、九五年八月神奈川地労委申立て日に発行された東芝の職場を明るくする会の第1号ビラの呼びかけ・決意です。

いま、神奈川県労委と中労委で勝ち取った全面勝利命令を力に全面一括解決に向けた重要な情勢を迎えています。

差別をなくして明るい職場を



9月20日・全国行動：姫路工場門前、地元の西播労連、新日鉄争議団の支援を受けて宣伝行動

ホームページ // www.kki.ne.jp/akaruku-tsb
キーワード「東芝の職場」で検索して下さい。



東芝関西支社の総合受付所前

「本社の指
示で要請は受け付けない」として、受付ホ
ル前の経営理念の
額を目隠し、電話
機を撤去、インタ
フォンをふさぎ、
大きなガラスの自
動ドアには白紙を
貼って面会謝絶。
非常識な対応に
誰もが驚きました。

お客様もあつて非常識な対応

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

事務所：〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164 2005年10 & 11月

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会
〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル
Tel & Fax : 044-533-1408

中労委 裁判所に緊急命令を申立て 命令のすみやかな履行を